

文部科学省交渉記録・抜粋（若狭ネットの責任でテープ起こしました）

文科省：10 ですが、これは今回要求している予算項目で文部科学省として来年度用に要求している。旧科学技術庁が要求しているのではない。発案はこの前も説明したとおり昨年11月の原子力委員会の長計に、教育問題の重要性が指摘され、それを実現するためだ。原子力委員会の指摘による。（旧文部省からの発案）ではない。長計ができる過程においては各省庁に聞いているから、発案ではなかったかも知れないが、みんな評価している。は、午前中科学部会でも説明したが、講師派遣や副教材購入はあくまで例示で、別にその内容に限定されるわけではない。制度の趣旨に照らしてふさわしい事業の提案があればそれも、受け止められる。交付金の交付対象事業になり得るということ。その内容は具体的な申請があって、各都道府県が作り上げて申請してくる。この時点で初めて明らかになるもので、今はこういうメニューカテゴリーがあるということ为例示として示しているだけだ。具体的な中身ではない。原子力教育への取り組み、予算への質問があるが、これは先生方に対する体験的セミナーというものなどから構成されている。平成11年からある。平成11年、12年とあり、13年、来年も開催予定がある。

、原子力長計との関係。交付金の創設は長計の指摘を踏まえたものである。原子力委員会は6つの分科会に分かれて、それぞれの分科会は座長と委員がおり、もちろん原子力関係者は居るが、地元の方、市町村の方、作家とか評論家、法曹界の方、一般の大学の原子力と関係ない先生方、よその国の原子力参事官、消費生活アドバイザーとか様々な分野の方々に集まってもらった。原子力分野の開発利用計画だが原子力分野の人たちで閉じて議論がなされたものではない。もちろんマスコミ関係者も入っている。

それから。交付金は電源開発特別会計の中の電源立地推進対策交付金の一環として計上され、電源立地勘定の中で概算要求している。文部科学省としてはエネルギーは国民生活の基盤を支える非常に重要なもので、それは国民全体

が、言葉を換えれば国民一人一人がちゃんと原子力だとか放射線を含めて、エネルギー問題全体に対して正しい認識をもつというのは重要なことと考えている。この考え方に沿って学校教育においても小中高等学校の教育を通じて生徒の知識レベルとか発展段階に応じて、正しい知識を提供していく、正しい情報を提供して、自ら考えていく力を伸ばすことは非常に重要と考える。そういう考え方に基づいてこの施策を提起させていただいている。

前回も話したようにこの交付金制度は、あくまで地方公共団体が「こういうことをやりたいんだ」という発意をもって、自主的主体的に取り組むプログラムに対して資金提供という形で支援する。決してこちらから押しつけたり強制したりするようなものではない。そういうことがしたくないのであれば、申請してこないわけだから当然支援の資金を提供することはできない。自由に任されている。で指摘されている「学問の自由」とか「人格の完成を目指す」という精神に反しているとは私たちは考えていない。

質問：自治体がどんな風に反応するか見込みはあるのか。

文科省：見込みは別がない。

質問：自治体が自発的にやって来るのを期待しているというが、金を出す方から誘いがなければ出てこないんじゃないか。金があるから出て来る。見込みがなしに金を出す仕組みを作ったのはおかしい。

文科省：どれだけ使っていただけるかは、予算が成立して募集をかけてみてわかる。

質問：前回も正しいとは何ですかという質問を出した。正しいという根拠を示せという質問状さえ見ていない。

文科省：正しいというのは、客観的な知識に基づく記述とか説明ではないかと思う。

質問：リサイクルでイギリスやフランスの子供達がいっぱい白血病に罹っていることを無視して日本の子供達に原子力を押しつけるのか。

文科省：原子力については学校教育できちんと教えることになっていて、学校教育では子供達の発達段階に応じて原子力とか放射能を含めたエネルギー問題について正しい理解が得られるように考えている。従って理科とか社会科とか関係する教科において位置付けられており、中学校の社会科で資源エネルギーの開発・利用について、理科において水力・火力・原子力等のエネルギーの重要性とその性質について教えることとなっている。学習指導要領はそのように大綱的記述で、それを具体的には各学校現場で教科書に基づいて授業する。教科書はこの学習指導要領に基づいて民間の会社が執筆したものを文部科学省が学習指導要領の趣旨に照らして、過不足なく扱っているかどうか検定し、合格した教科書を使っている。来年度使用される教科書では、子供達がエネルギー問題を正しく判断できるようにメリット・デメリット両面からバランスよく記述されているので、そういったことで学校現場では、子供達がエネルギー問題について正しく判断できるようにすることが非常に大切。

質問：10の所で、文部科学省として初めて要求したと答えた。文部行政としてはじめてということは、原発立地予算から出すということも含め、教育が原子力行政に含まれると解釈しているか。

文科省：そういう関係があるんじゃないが、世の中の基盤を形成する重要なもの、考え方についてはちゃんと学校教育の中で教えることが大切だと思っており、エネルギーについては指導要領の充実があり、それは文部省時代に充実がなされていて、今までの単に原理を教える段階から利用の内容についても理解するようになるとか、放射線の特質について情報提供する、よく考えようとか、各学校でやって行かなきゃあならない。そのとき必要な良い副教材があったらと思われる先生方も多いと思う。そういったニーズに応えるような資料づくりをしていきたい。原子力は中心です。

質問：ホームページにはそうは書いていない。「原子力教育の充実・強化を図る」と書いている。

文科省：この前提出したペーパーには「国民の一人一人が原子力やエネルギーの問題について正確な理解のもとに考え、判断するためには正確な知識が必要だ」と書いてある。いろいろなオプションについて知識を提供するのが大切だと考えている。

質問：「原子力教育」と書いているが。

文科省：あ、そりゃあ、タイトルはそういう風になっている。

質問：タイトルと中味が違うのか。

そういうことを未来の子供達に教えて良いのか。「タイトルと中味が違うんだ」と。

文科省：原子力が中心とは申し上げたとおり。いろいろなオプションについて情報・知識を提供する。

質問：原子力やエネルギーとは原子力が主になるが。

文科省：ええ、中心になります。

質問：中心と言っても、エネルギーの中で原子力を一番前に持ってくるのは原子力が主では。

文科省：午前中の話し合いにもあったが、原子力の中には放射線利用というものすごく広い分野がある。それは必ずしもエネルギーじゃなくて、放射線利用だ。

質問：核を利用したいんですね。

文科省：核エネルギーを利用したい。

質問：放射線利用でしょう。エネルギー利用じゃないでしょう。

文科省：そうです。原子力というのはそういう放射線利用も含んだ概念だ。

質問：それなら、なぜ、厚生労働省がしないのか。

文科省：・・・・・・。厚生労働省は、ユーザーであり、治療装置として確立したものを使って、実際使用するのが厚生労働省。我々は治療装置となりうるものを開発して提供することが仕事。例えば、放射線医学研究所における重粒子線照射施設がある。

質問：原子力教育の中味というのは原子力のエネルギーを取り出す原発推進と放射線の利用、医療的なものとかいろいろあるが、そういう教育をするんだと理解して良いか。イエスかノーで答

えて下さい。

文科省：違います。

質問：核エネルギーと言えば原子爆弾だ。正しい知識なら、なぜ、それが入らないのか。

文科省：原爆については社会科で記述がある。そういう使われ方をしたのも事実。我々は大変つらい思いをした。戦後日本は原子力平和利用に徹している。

質問：ウランの採掘でどんなことが起こっているのかも教育しなければならない。

文科省：学習指導要領でも「利用」について正しく理解するような教育を施さなければならないとなっており、その「利用」の実態ということを正しく提供するのが求められている。

質問：電源特会は目的が決まっている。一般財源ではない。なぜ目的税から出すのか。

文科省：（2～3秒沈黙）まあ、あの、何でしょう。こういうPRのですね。

質問：PRと今言った。（騒然となる）何をPRをするのか。あなたが今言った。間違いはないですね。

文科省：最近「原子力が」というのを前面に押し出すような事業の展開というのは、なくなってきていて、たくさんあるオプションの中からどういうふうを選んでいったらいいかということを考えてもらうような事業をしたい。発意があるところに支援する。

質問：発意といってもどうせ裏から手を回して、教育委員会、校長、手駒の教員を使って発意を出させるんでしょう。そんなの見え見えじゃないですか。

文科省：そんなことしない。今の御発言との関連で、もし手をあげるところが非常に少なくて予算が余れば、不要にしようと思っていますし。

質問：そんなあやふやな予算作っているのか。

文科省：事業が全部出来なければ不要にするのはいつもいっしょだ。

についても同じようなことで、省庁再編の結果合体したために学校行政が原子力推進行政に服するとか、どっちがどっちの上にあるというのではなく社会の基盤となっている問題、それか

ら学習指導要領で正しく教えましようとなっている問題について考えてもらうための材料提供でございませう。何度も申し上げましたように、押し付けではなく主体性に応じて支援させていただく。不当な支配というご指摘は適切ではない。

ですが、原文振のことだと思うが、手元に持って来たが、原文振が独自事業でつくった物で、文科省としては資金を提供したわけではない。この冊子の内容が、大量生産大量消費大量廃棄を奨励しているかどうか見てみたが、リサイクルについての3Rが大切だとの記述もあって、リデュース、リユース、リサイクル。それから省エネルギーの大切さも語られていたように思う。決して、ご指摘のような一方的なものにはなっていない。

質問：第 9 章第 1 節を読んで下さい。

文科省：それから、エネルギー政策基本法については、確かにエネルギー需給に関する基本法ということで、非常に重要な法案ですが議員立法でつくられていて、私ども政府一員としてこれに見解を述べる立場にない。この辺は控えさせていただきたい。この基本法と今回提供させていただこうとしている交付金事業とは直接関係はない。間接的にもないと申し上げられると思う。

それから、3だが、国の姿勢について。原子力安全白書の中で「たゆみない安全に対する取り組みが必要だ」という記述があることは、まさにそのとおり。我々もいろんなトラブルや事故を乗り越えて不断的努力をしていかねばならない。後段の方に「貴職はこのような中、原子力教育に教職員がどのような姿勢で臨むべきだと考えているのですか。子供たちに『原発は事故を起こすぞ。だけど受け入れなさい。我慢なさい。国のエネルギー供給のためだから』と言えと教職員に迫るつもりなのでしょうか」これは、まさに先程来出ているように、特定の考え方を押しつける押しつけるという考え方に立っていないということを強調したいということと、学習指導要領は原子力の利用や放射線の利用については、やはりちゃんと教えるんだということが定められていて、最低そこに対する正しい知識を提供する

義務が各学校や教師にあると思う。

質問：10年ほどまえ、原子力のことは教科書に全く出ていなかった。公立学校の場合偏ってはいけないという縛りがあるから、いわゆる政治的問題は避けていた。

一方電源交付金で地方自治体が立地町でやっているところは、県と周辺町村でつくっている協議会があり、全国で原子力の日に「原子力発電」という習字や絵を描かせる。交付金としてやって来て県の金になってやっている。金が出るところには申請がある。金を付けることで、中味を誘導していく。図画の時間に原発の中に行き行って写生している。文部省として検討していただきたい。差し戻しをお願いします。

文科省：放射線利用が進んで、福祉、製造に非常に役に立っているという現実などを踏まえて、ものを考えていただかなければいけないということもあって、そういうことは新しい学習指導要領にも反映されていて、例えば社会科これは中学校レベルですが、「資源やエネルギー問題について考えさせる」、それから理科では「原子力などのエネルギーの有効利用の重要性を考えさせる」。それから高校では理科で「原子力を含むエネルギー資源の特性や利用についてちゃんと勉強する」、さらに「放射線の性質などについて考える」というふうに改訂されている。

質問：原発については危険でないと考えているのか。

文科省：メリットと共に、リスクがあると教える。

学校教育の大切なところは、批判力を養うことだ。私はそう思っている。だけれども小学生、中学生の前半はそういうものが十分培われていない状態で、一方的な知識の提供を行われると、批判力が発揮されないから、そういったところは慎重に一般的なことを伝えるということに留まる。高校生になったら良い物と悪い物をいろいろと勉強してよく考えてもらうことが重要。

質問：2003年度からの高校理科の教科書も検定が進んでいるが、それを見ると中西さんが言うのはウソで、原子力が批判されないように内容を隠している。チェルノブイリ事故、JC O事故、

もんじゅ事故を書いていない。「放射線は大量にあびると危険です」などと書いていた。

「（放射線は低線量だったら）何事もなく生きている」と書いている。原文振のワークシート教材「エネルギーと環境」と同じ路線だ。文科省は知っているでしょう。3月に出た原子力安全白書は「原子力は絶対に安全とは言えない」と書いており、事故は起こるという姿勢で文科省は臨んでいる。発展段階の問題ではなく、小中高校生に原子力の怖さを教えないのが目的だ。

文科省：教科書の話があったが、高等学校の教科書は検定中でまだ私も全然、担当じゃないので見ていないのでコメントする立場じゃないが、小中学校の新しい来年度から使用される教科書については、例えば中学校の社会科の教科書ではエネルギーに関する課題を学習する中で、原子力発電は総発電量の35%を占めているとか、原子力発電は少ないウランで大量のエネルギーが与えられたり、二酸化炭素が発生しない利点がある。一方、放射性廃棄物の処理や放射能漏れなど安全面など安全面でも問題がある。そういった両面から記述がされていると、理解している。

それから、発達段階。まさに、こういったエネルギー問題、原子力というのは子供達の発達段階を踏まえて、教えていくことが大事。小学校にいきなり原子力の話を言ったって。社会科でも地域の学習とか、日本の学習とか、そういったレベルに留まっているので、子供達の発達段階に応じているんな見方から教えていくことが大事。

質問：今回の原子力教育支援事業交付金は原発の立地を目的とした目的税だ。その中でやられているお金でいいの。

文科省：主たる教材は教科書を使って授業を行っているが、もうちょっと掘り下げて、資料を使って勉強したいと、させたいというときはいろんな研究団体、先生方の作っている研究団体がつくった補助教材とか、いろんな民間で作っているような補助教材とか、そういったものがあって、そういったものを適宜使いながら授業を展開しているわけだが、原子力やエネルギー問題についてこういった教材を作って子供達に考えさせたい

という計画のある所に国としても支援をしていくという作りになっている。

質問：なぜ立地勘定から出すんですか。

文科省：・・・（沈黙）私ども統合されてそれぞれ教育、科学技術・学術、文化・スポーツいろんなものを合わせて振興できる立場の役所になりましたので、融合というか施策の調和を發揮させて統合の効果を上げたいと思っている。

原子力を中心としたエネルギーの正しい知識に関するプログラムなので、電源特会が一番適切だということで・・・（場内爆笑）30については、これは各大学の原子力工学科の看板がどうのこうのという話だが、名称変更とか設置改廃というのは各大学によって判断される問題で、我々が指導できるかということそんなことはない。それと今回の原子力関係予算の要求とは別次元の問題だと思う。

の質問の「貴省は・・・大臣級の人物を送り込み」は誤解があるかなあと思う。経産省が原発の立地の政策を担っており、経産省がやっている活動だ。当省の仕事ではない。2のエネルギー政策基本法については具体的には答えなかったが、事情を理解してほしい。

質問：いろんな教科書を見たが、国語でも英語でも、理科、社会以外でも原発に対する反省が含まれている。今回の交付金はそういうものを踏みにじるもの。

海山町の住民投票で原発がノーと言われた。それも正しい知識として教えるということか。刈羽村と海山町の住民投票の結果はどう考えているか。

文科省：それも事実でありまして、正確な知識の一部だと思います。「正確」という言葉がそんなに偏向しているとは思わない。先ほどもあったが「データに支えられた知識」とはファクト、事実そういったものが正確な知識の内容だ。

質問：確認したいが、文部科学省は原子力長計の実現を期すというのは基本方針か。高速増殖炉サイクル推進は文科省の基本方針だろう。その方針が教育の中に生かされて当然では。

文科省：教育の中ではまさに・・・

質問：自己矛盾に陥るんじゃないか。そうでな

いと。

文科省：自己矛盾じゃなくて、正確と言ったら怒られるかも知れないが、（場内軽い笑い）偏らない事実に基づく知識を提供するということが重要。それはまさに別のカテゴリーの行政であって、そここのところの基本的な考え方は統合によって変化があったということはない。

質問：正しい知識、公正な知識と言うなら、副読本に高木仁三郎さんの書かれた「六ヶ所村の核燃施設批判」とか、批判のものも教材として推賞して来るということは全然考えていないのか。

文科省：申請ではどういう教材を取り上げるかは出てこないと思う。たぶん副教材何冊いくらかかだと思う。高木仁三郎さんどんな本か知らないが、副教材として使うという申請があっても、ないと思う。

質問：教育基本法第六条「法律に定める学校は公の性質をもつものであって」と「学校の教員は全体の奉仕者であって」という文言がある。我々は今回の原子力教育支援事業交付金はこれらに違反していると思う。これは東電、関電、三菱、東芝等の一部の原子力産業を育成するために、教育に金を出すというものなので見解を聞きたいが。

文科省：学校でこれだけは教えて下さいよと国が定めているのは、小学校であれば小学校の学習指導要領に定めている事項・内容についてはこれについては最低限学校で教えて下さいよと、学校でおしえなきゃならない義務がある。具体的にどう子供達に教えていくかというときに、いろんな教材があるんだと思う。教材は最終的には市町村の教育委員会で判断して使うことになると思う。

教育基本法の話がありましたが、学習指導要領に定めている内容というのは、もちろん原子力を含めエネルギー問題についても考えさせるといのが内容として盛り込まれていますが、これは基本的に学習指導要領に盛り込まれている内容は、国民として必要な基礎、基本として、これは必要であるということで文部科学省が大臣の告示として示しているものであるというふうに理解している。

質問：財源が電源特会から出ること自体が第六条に違反しているということだ。

文科省：出所は電源特会かもしれないが、どういう教材を作るかは各教育委員会なりが判断、学校がどれを使うか判断する。国が一面的な取り上げ方しかないものを「おまえらこれを全部生徒に教えなさいよ」ということは書いてない。あくまで学校や地域の実情に応じて、副教材はどういうものを活用していくのかは各学校が判断して、最終的には市町村の教育委員会が権限として持っているということだ。

質問：茨城県で5月に行われた研修で原発に批判的なものは無かった。私は今年8月大阪で原子力教育の全国的組織のシンポジウムに出たがそこでも批判的な講演は全くなく、もと文部大臣、科技庁長官の有馬氏が講演し「私は原発はあと50年必要と思う」と言った。そういうものしか各地には組織がない。そこにいる教職員は原子力推進の人ばかり。だからそこが核になってやるのは当たり前で、それを文科省が知ってやろうとしている。それが公平であるかのように言うのは、実態を知らない実態を無視した官僚のやり方に過ぎないと思うが。

文科省：や、具体的に・・・

質問：その組織知っているでしょう。

文科省：具体的にどう教えていくかは先生方がいろんな創意工夫を生かしながら授業で教えて行く。

質問：それを「官僚的」と言うんだ。無責任なんだ。

文科省：や、国が、その、あの今地方分権の時代ですから（失笑広がる）

質問：わかりました。それだったら何で電源特会から出すのか。さっきから何回も聞いている。何で一般財源から出さないのか。

文科省：それは、あの、一番適切な財源として・・・（会場内騒然）原子力を中心としたエネルギー問題で資料を作るのはそこが一番適している。

質問：原発買収予算でなんで教育をしなければならないんですか。

文科省：買収予算？ぜんぜん関係ない。

質問：学校現場にほんとに混乱もたらず。その判断はどうなっているのか。混乱したら地方の責任なんでしょう。文部科学省は。「自分は知らない」と。いい加減だ。恥ずかしくないのか。

文科省：すみません。正しいというのは、最終的に判断するのは子供達なんです。（会場に驚きの声が沸き上がる）

質問：原子力予算使ってやらないで下さい。子供が正しい判断する前に、大人が正しい判断をしなければならない。刈羽村でだいたい結果は出てますよ。平沼経産大臣も訪れたし、大臣名のピラも撒かれたし、講演会、討論会もやっていますよ。その結果が負けたんだ。国民の理解は得られていない。国民の理解が得られていないものを子供に理解させようなんてええ加減ですよ。大人が拒否したものをなんで子供にやらせるのか。教育を何と考えているのか。

刈羽村の住民投票のとき、私達高校生向けのアンケート配った。すごく問題になった。推進派の人たちから。未成年あるいは子供達を利用して反対運動に使うのか。すごく混乱させた。学校なんてもっとシビアだ。親もいるし。

質問：環境省は来年度総合学習の予算出しているんですか。文科省の総合学習の予算は？

文科省：新規ではないが、環境と道徳には特別に予算が。前々から補助金が。文部省時代から。

質問：それ一般財源でしょう。電源特会？そういうことを言うんだったら一般財源にすべきでしょう。

文科省：そういうアプローチもあったかも知れませんが、たまたま・・・（また、場内騒然）最も適切な予算を活用したということ。

質問：今大阪では教職員組合で問題になっている。

文部科学省の来年度概算要求のホームページ見たら、基本的な考え方は長計の実現に向けてと書いてある。

文科省：いろんなファンクションを持っている、役所でありまして、教育というファンクションが統合の前と後で変わったという事実はない。

質問：いろんなファンクションがあるんなら一般財源でやって下さいよ。やるんなら。